

令和6年度 成果指標の設定に関する基準（素案）新旧対照表

新（令和6年度）	旧（令和5年度）	備考
<p>第1 趣旨 この基準は、令和6年度基本評価における一次政策評価の実施方針（以下、「実施方針」という。）第2の第3項第2号「成果指標の設定」の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1 趣旨 この基準は、令和5年度基本評価における一次政策評価の実施方針（以下、「実施方針」という。）第2の第3項第2号「成果指標の設定」の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>第2 成果指標の設定に関する基準</p> <p>1 政策評価の目的の一つである「道政の透明性の確保と道民への説明責任を果たす」観点から、施策の目標達成や現状の改善、課題の解決など、取組の成果を分かりやすく説明できるよう、成果指標の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 成果指標は、原則、アウトカム指標とすること。</p> <p>(2) 施策の目標や課題及び取組と直結する指標の設定に努めること。</p> <p>(3) 「施策目標」、「現状と課題」に直接関連する総合計画、重点戦略計画及び特定分野別計画に掲げる成果指標のうち、重要な指標を設定すること。</p> <p>(4) 法令等で求められている体制整備に関する数値について、達成率100%に達した後に成果指標とする場合、取組に関する他の成果指標を設定すること。</p> <p>(5) 同類の成果指標を複数設定する場合は、まとめて1つの指標とすること。</p> <p><u>(6) (1)から(5)の規定により難しい場合は、その他統計数値等による取組分析で補足すること。</u></p> <p>2 前項を踏まえて、取組項目ごとに1つ以上、全体で5つ以下の成果指標を設定すること。</p>	<p>第2 成果指標の設定に関する基準</p> <p>1 政策評価の目的の一つである「道政の透明性の確保と道民への説明責任を果たす」観点から、施策の目標達成や現状の改善、課題の解決など、取組の成果を分かりやすく説明できるよう、成果指標の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 成果指標は、原則、アウトカム指標とすること。</p> <p>(2) 施策の目標や課題及び取組と直結する指標の設定に努めること。</p> <p>(3) 「施策目標」、「現状と課題」に直接関連する総合計画、重点戦略計画及び特定分野別計画に掲げる成果指標のうち、重要な指標を設定すること。</p> <p>(4) 法令等で求められている体制整備に関する数値について、達成率100%に達した後に成果指標とする場合、取組に関する他の成果指標を設定する<u>か、その他統計数値等による取組分析を行う</u>こと。</p> <p>(5) 同類の成果指標を複数設定する場合は、まとめて1つの指標とすること。</p> <p>2 前項を踏まえて、取組項目ごとに1つ以上、全体で5つ以下の成果指標を設定すること。</p>	<p>・新たに「その他統計数値等」の位置づけを明記</p>